



謹賀新年

Harmony 職員一同

アトリ photo 花鳥様

平成 30 年 4 月の本格運用まで残り1年3か月！ 『無期転換ルール』について ～多様な人材の能力をいかに高め、活用するか～

◆無期転換ルールの概要

「同一の使用者との間で有期労働契約が反復更新されて 5 年を超えた場合、有期労働契約者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換するルール」のことです。申し込みをするか否かは労働者が決めることができます。

◆無期転換後の働き方～無期転換と正社員化は異なります

無期転換ルールは、有期（期間の定めがある）労働契約から無期（期間の定めのない＝定年まで）労働契約に転換する者であって必ずしも正社員に転換するものではありません。せつかくですから「人材戦略の好機」と捉えて積極的に捉えてみましょう。

<転換後の労働契約内容>

- 1) 無期労働契約者
契約期間のみを無期とし、その他労働条件は直前の労働契約と同一とする。
- 2) 多様な正社員
無期転換者を「短時間正社員」「勤務地限定正社員」「職務限定正社員」等に移行し、労働条件を新たに設定する。
- 3) 正社員に移行する

◆「雇止め法理」の法定化のポイント

雇止めについては、過去の最高裁の判例が条文化され、労働契約法第 19 条で一定の場合（①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同一視できるもの、②労働者において、有期労働契約更新時に当該契約が更新されることについて合理的な理由があると認められるもの）には使用者の雇い止めが「認められない」というルールが規定されました。今後、無期転換前に雇い止めをすることが懸念されますが、無期転換ルールを免れることを目的とする雇い止めは労働契約法の趣旨に照らして望ましくなく、無効と判断される可能性があります。

◆厚生労働省の支援策

1. 無期転換ポータルサイトの開設・事例紹介等
2. 無期転換制度ハンドブックの作成
3. キャリアアップ助成金の拡充
4. 労働契約等解説セミナーの実施
5. 無期転換制度・多様な正社員の導入コンサルティング
6. 上記導入のためのモデル就業規則作成
7. シンポジウムの開催
8. 各労働局へ雇用環境・均等部新設、専門相談員の配置

編集後記 2017年も10日を過ぎようとしています。今年は全国的に穏やかな年明けとなりました。皆様はどんなお正月をお過ごしだったのでしょうか。さて、今月の表紙は、昨年引き続き、花鳥様の作品です。愛らしい中に凛とした雰囲気を漂わせる「アトリ」。日本には冬鳥として、秋にシベリア方面から渡来するそうです。全長 16 cm、他の鳥類と同様、雌より雄の方が色鮮やか（写真は雄）です。もちろん今年の干支「とり」にかけての選定です。干支についての言い伝えは、若干コジツケと言えなくもありませんが、良いことに関しては、信じて突き進めば必ずと未来が切り開けそうな気がします。酉（とり）→取り→取り込む→運氣や人を取り込む→商売繁盛に留まらず今まで頑張ってきた結果が実る年、という見方もあるとか。自分自身の可能性を信じて飛躍する年、世代を問わず何事もコツコツ頑張る皆様を私たちは今年も応援してまいります。良い年にしましょう！

TOPIX

●「年金制度改革関連法」が成立（12/14）

将来の年金支給水準を維持するために年金支給額の新たな改定ルールを導入することを柱とする「年金制度改革関連法」が成立しました。厚生年金加入対象の拡大も盛り込まれており、29年4月から従業員500人以下の企業で週20時間以上働く短時間労働者も労使で合意すれば厚生年金に加入できます。また、平成31年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が免除となります。

〔関連リンク〕 改正法案の概要（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/190-26.pdf>

●日本年金機構～相談・照会で個人番号利用開始

平成29年1月～相談・照会等の事務で番号利用開始
ターンアラウンド請求書に個人番号記載欄追加
平成29年4月～年金請求書、各種届出への番号記載開始
※当面の間、基礎年金番号による相談・照会や、年金請求時点での住民票コード記載による戸籍省略等も対応することとしています。
※資格取得届等の被保険者資格関係の書類への個人番号の記載は、今月以降の省令改正により実施時期が明確になる予定です。

●「同一労働同一賃金ガイドライン」

「同一労働同一賃金」に関するガイドライン案が、12月20日開催の働き方改革実現会議で示されました。賃金や福利厚生などの処遇について、正社員と非正規労働者の待遇差の基本的な考え方を明記し、待遇の差が不合理か否かを具体的な事例で解説するものです。政府はこの案を踏まえ法改正作業に入る方針です。



社会が大きく変化する中、組織の基盤強化、人材育成を目指し、今年も皆様とともに1日1日を丁寧に重ねて参ります。本年もどうぞよろしくお願いたします。



Harmony 司法書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
Harmony 行政書士事務所
合同会社 Harmony

〒980-0011
仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

Harmony 仙台 検索 新年は1月5日より業務も開始いたします。

Harmony通信 2017.01

#発行：2017年1月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony 司法書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>